

魚津市が電子地域通貨

MiraPay（ミラペイ）を発行します

MiraPayの特徴

- ・ **キャッシュレス決済**
(現金に接触せずに決済が可能です。)
- ・ **1円単位で使用可能**
(1,000円未満の支払いにも利用されます。)
- ・ **請求手続きが不要**
(これまでの地域商品券のように使用済み商品券の枚数確認が不要となり請求忘れもなくなります)
- ・ **継続して利用可能**
(使い捨ての商品券ではないので、継続利用が可能で、環境に負担をかけない取組みです。)
- ・ **地域内で消費が循環**
(消費の地域外流出が防げます。市が不定期に行う施策が市内で消費されます。)

MiraPayの導入と決済に必要なこと

- ・ **事業者様のスマホやタブレットに“決済アプリ”をダウンロード**
※独自の決済システムが既にある場合は、別にシステムの改修が必要となる場合があります。
- ・ **振込手数料 300円/回** (振込は月1回の予定です)
- ・ **1%の決済手数料** (追加チャージ分の使用時のみ)

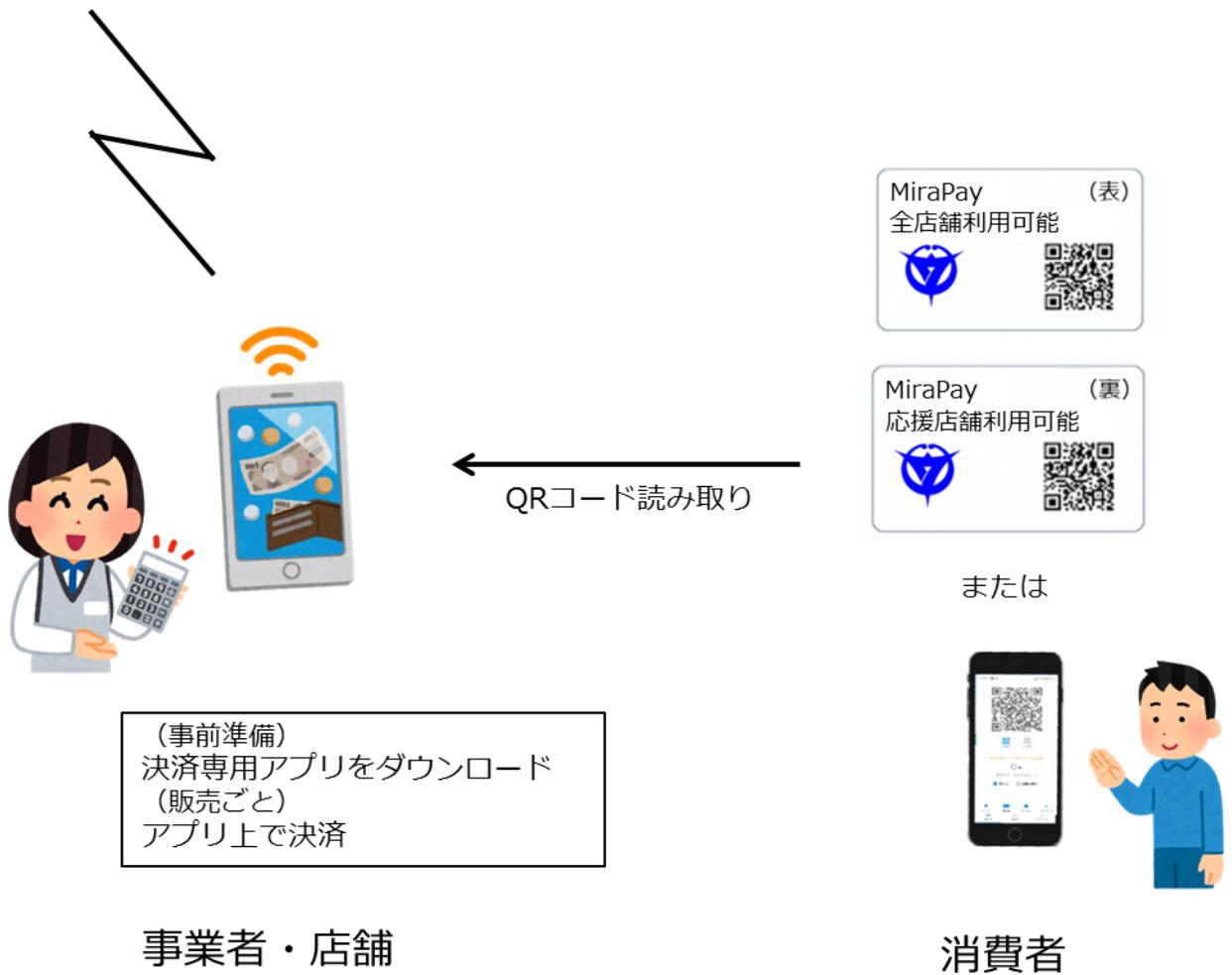
MiraPayの内訳

- ・ **プレミアム付商品券** (R3.7 総額2.6億円分：プレミアム率30%)
※1万円で10,000円+3,000円 (3,000円は応援事業所でのみ利用可能)
- ・ **行政ポイント** (R3.10から R3年度は総額700万円分)
- ・ **追加チャージ** (R3.10から 消費者の個別チャージ)

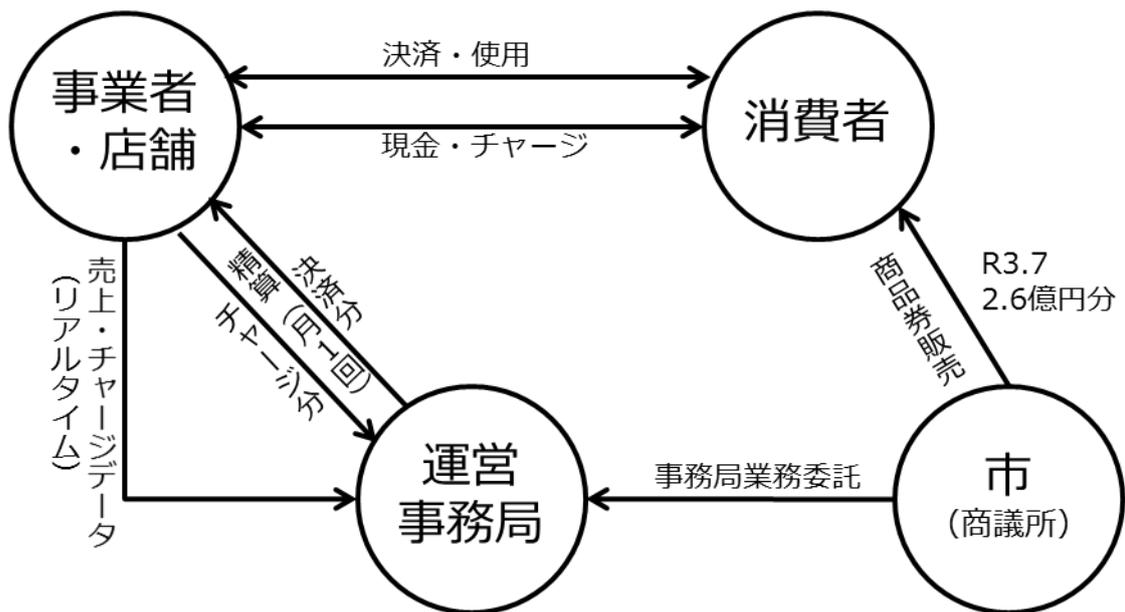
事業所登録区分

「一般事業所」と「応援事業所」に分けての登録となります。
詳細は別紙“取扱募集内容”をご覧ください。

決済イメージ



精算イメージ



※継続的に行政ポイントを付加

電子地域通貨 MiraPay（ミラペイ）の取扱店を募集致します。

魚津市では、市内経済の活性化のため、市内取扱登録店のみで使用できる電子地域通貨 MiraPay を発行します。魚津市内の消費喚起と購買促進を目的としたものです。下記の内容をご確認いただき、是非お申込み下さいますようお願い致します。

MiraPay
発行記念

<MiraPay 内訳>

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| ・プレミアム付き商品券 | 発行総額 2.6 億円 | R 3. 7 発行 |
| ・行政ポイント付加 | 付加総額 700 万円※1 | R 3. 1 0 付加開始 |
| ・追加チャージ | 消費者個別チャージ | R 3. 1 0 対応開始 |

※1 R 3 年度分。継続的に予算化し、R 4 年度以降も付加の予定。

取扱店募集内容

1 募集期間

令和3年5月17日（月）から随時受付（一次募集締切5月31日（月））

窓口受付 及び お問合わせは、平日午前9時から午後5時までです。

取扱登録店申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、郵送、持参のいずれかの方法にて、魚津商工会議所までお申し込みをお願いします。

取扱説明会：6月3日（木）10時～、13時30分～ 場所：新川文化ホール 201号室

2 取扱店登録要件

魚津市内の事業所であること。感染症拡大を防止するための取組みを行っていること。

但し、本事業の実施目的にあわない事業所、公序良俗に反する事業所等は登録をお断りする場合があります。ご了承下さい。

3 応援事業所について

特定の業種（※2）を一般事業所とし、それ以外は全て応援事業所としての登録となります。

応援事業所では商品券のプレミアム分の取扱いできます。

4 取扱対象外となる商品等

①現金への換金 ②出資及び債務の弁済 ③換金性があり、広域的に流通し得るものの購入

④医療保険や介護保険等の一部負担金に係る支払 ⑤国及び地方公共団体への支払

⑥振込手数料、公共料金の支払 ⑦その他取扱いが不相当と市が認めるもの

5 登録料及び決済手数料

登録料は無料です。決済手数料は追加チャージ分の使用時のみ1%ご負担頂きます。

6 決済方法

月1回の割合で運営事務局から決済額の振込があります。（振込手数料300円/回）

決済データはリアルタイムで事務局に集約されるので、請求書などの発行の必要はありません。

7 プレミアム付き商品券の販売期間及び利用期間

販売期間 令和3年7月9日（金）～ 7月30日（金）まで

利用期間 令和3年7月9日（金）～ 11月30日（火）まで

8 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

魚津商工会議所 担当 石崎・森・丹保 電話 22-1200 FAX 23-0120

魚津市商工観光課 担当 前田・海野 電話 23-6195 FAX 23-1060

※2【特定の業種】 数字は日本標準産業分類の小分類又は細分類

(5611 百貨店・総合スーパー、5891 コンビニエンスストア、593 機械器具小売業のうち大企業（家電量販店）、6031 ドラッグストア、6051 ガソリンスタンド、6091 ホームセンター)

